

6 第 60 条の 2 《国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例》関係

【制度の概要】

この制度は、青色申告法人で総合特別区域法の施行の日（平成 23 年 8 月 1 日）から平成 26 年 3 月 31 日までの間に同法の指定を受けた指定特定事業法人に該当するものが、国際戦略総合特別区域内において行われる特定国際戦略事業のうち規制の特例措置等の適用を受けて行われる事業に係る所得の金額を有する場合には、その指定の日から 5 年間、その金額の 20% の所得控除ができるというものである（措法 60 の 2 ①）。

ただし、国際総合戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法 42 の 11）との選択適用とされており、また、認定研究開発事業法人等の課税の特例（措法 60 の 3）の適用を受ける法人は、この制度の適用を受けることができないこととされる。

なお、連結納税制度においても同様の規定が定められている。

【新設】(軽減対象所得金額に係る益金の額)

60の2-1 措置法令第36条の2第3項に規定する軽減対象所得金額(以下「軽減対象所得金額」という。)を計算する場合の益金の額は、同条第2項に規定する事業(以下「特例事業」という。)に係る収入金額の合計額によるから、次に掲げるような金額はこれに含まれないことに留意する。

ただし、貸倒引当金等の引当金、準備金の益金算入額のうちこれらの引当金、準備金を繰り入れた事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)において軽減対象所得金額(措置法令第39条の90の2第3項に規定する軽減対象連結所得金額を含む。)の計算上損金の額に算入された繰入金額に相当する金額は当該益金の額に算入する。

- (1) 国庫補助金、補償金、保険金その他これらに準ずるものの収入による益金の額
- (2) 固定資産又は有価証券の譲渡又は評価に係る益金の額
- (3) 受取配当金、受取利子等の営業外収益の額

【解説】

1 本通達では、国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例制度における所得の特別控除額の計算上の軽減対象所得金額を算定する場合の益金の額の範囲を明らかにしている。

法令上、軽減対象所得金額とは、総合特別区域法第2条第4項《定義》に規定する規制の特例措置又は当該規制の特例措置に準ずるものとして内閣総理大臣が財務大臣と協議して指定する特例措置の適用を受けて行われる事業(以下「特例事業」という。)により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該事業年度の所得の金額をいうこととされている(措令36の2②③)。このため、当該所得の金額を算定する場合の益金の額も、当然のことながら、特例事業に係る収入金額の合計額によることになる。したがって、国庫補助金などの収入による益金の額や固定資産又は有価証券の譲渡又は評価に係る益金の額、受取配当金などの営業外収益の額は、軽減対象所得金額算定上の特例事業に係る益金の額に含まれないこととなる。本通達の本文及び(1)から(3)までにおいて、このことを明らかにしている。

2 ところで、軽減対象所得金額の算定上の特例事業に係る損金の額については、措置法通達60の2-2《軽減対象所得金額に係る損金の額》において、販売費、一般管理費その他の費用及び損失の額がこれに含まれることを明らかにしている。これにより、貸倒引当金、特別修繕準備金等の引当金、準備金の繰入額のうち各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額については、軽減対象所得金額の算定上も損金の額に算入されることとなる。したがって、その後の事業年度においてこれらの引当金、準備金の益金算入額が生じた場合には、その益金算入額のうち繰入事業年度において軽減対象所得金額の算定上損金の額に算入された金額に相当する金額は、その益金算入額が生じた事業年度における軽減対象所得金額の算定上益金の額に含まれることとなる。本通達のただし書において、このことを明らかにしている。

3 連結納税制度においても、同様の通達(連措通68の63の2-1)を定めている。

【新設】(軽減対象所得金額に係る損金の額)

60の2-2 軽減対象所得金額を計算する場合の損金の額は、特例事業に係る収入金額に対応する売上原価の額並びに販売費、一般管理費その他の費用及び損失の額によるのであるから、次に掲げる金額はこれに含まれることに留意する。

- (1) 棚卸資産の評価換えによる損失の額
- (2) 減価償却資産又は繰延資産の償却費の額
- (3) 減価償却資産の除却、滅失、評価換え又は譲渡による損失の額（保険金、補償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）

【解説】

- 1 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例制度において、軽減対象所得金額とは、特例事業により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該事業年度の所得の金額をいうこととされている(措令36の2③)。したがって、この場合の軽減対象所得金額に係る損金の額は、①特例事業に係る収入金額に対応する売上原価の額、②販売費、一般管理費その他の費用及び損失の額によることになる。

本通達では、このことを本文において明らかにするとともに、(1)から(3)までにおいて損金の額に含まれるものを例示として掲げている。

- 2 連結納税制度においても、同様の通達(連措通68の63の2-2)を定めている。

【新設】(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義)

60の2-3 措置法第60条の2第2項に規定する「申告に係るその損金の額に算入されるべき金額」の意義については、60-6の取扱いを準用する。

【解説】

1 本通達では、措置法第60条の2第2項《国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例》に規定する「申告に係るその損金の額に算入されるべき金額」の意義については、60-6《申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義》の取扱いを準用する旨を明らかにしている。

すなわち、本制度における「申告に係る損金の額に算入されるべき金額」とは、確定申告書等（確定申告書又は仮決算をした場合の中間申告書をいう。）に記載された損金算入額そのものをいうのではなく、当該確定申告書等に記載された事項を基礎として計算する場合に損金の額に算入することができる正当額をいうのである。したがって、当該正当額が当該確定申告書等に記載された損金算入額を超える場合には、その超える部分の金額については、更正等に際して損金算入することができる。

しかし、所得金額等の更正の結果、損金算入されるべき金額が増加したとしても、それは確定申告書等に記載された事項を基礎に計算して増加したものではないから、その増加した部分について損金算入することはできないことになる。

2 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 63 の 2 - 3）を定めている。